

「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等について(総括表)(暴力部分抜粋)

参考資料 2

通 し 番 号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	関連性の高い				
									29年度繰出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	29年度決算額(千円)	使用割合(%)	30年度予算額(千円)	31年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他		
1. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																								
3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
(1) 性犯罪・性暴力への対策の推進																								
27	I	3	(1)	①	刑法一部改正法附則第9条に基づく性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けた調査研究の実施	男女間における暴力に関する調査	『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～(平成24年7月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会)及び衆参両議院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努める。 内閣府においては、男女間における暴力の実態について、3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施する。	平成29年度、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。 同調査において、「無理やり性交等をされた経験」等について調査しているところ、平成29年度の調査実施に当たっては、改正法の趣旨も踏まえ、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	14,330	16,954	118.3	—	—	—	—	—	—	92	105、133	7	1	7-4	内閣府	
28	I	3	(1)	①		性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究	性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	衆参両議院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、警察において、性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査を推進するための調査研究を実施する。	—	—	—	—	1,030	—	—	—	—	—	7	4	—	警察庁		
29	I	3	(1)	①		外国法制の継続的調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	諸外国における性犯罪に関する法制及びその運用状況について調査を行う。	—	—	—	—	6,242	—	—	—	—	—	7	4	—	法務省		
30	I	3	(1)	①		性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	公式統計等を基に、性犯罪の被害発生率、被害者と被疑者との関係等の性犯罪等被害に関する分析を実施する。	36,437の内数	29,748の内数	—	60,762の内数	58,938の内数	—	—	—	—	—	7	4	—	法務省		
31	I	3	(1)	①		第5回犯罪被害実態(暗数)調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	無作為に抽出した16歳以上の男女を対象に質問調査を実施し、警察等に届出のない事件を含めた犯罪被害の実態を調査する。	2,186	1,716	78.5	26,740	—	—	—	—	—	—	7	4	—	法務省		
32	I	3	(1)	①	刑法一部改正法附則第9条に基づく性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けた調査研究の実施	性犯罪被害者の心理学的・精神医学的知見等に関する法務研究の実施及び研究成果の報告	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と、捜査・公判における活用の在り方を研究する。	—	—	—	—	530の内数	—	—	—	—	—	7	4	—	法務省		

※1 「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府 省庁
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)	関連性の高い				
									29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加除した もの)	29年度 決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)							分野	大 項目	そ の 他		
33	I	3	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者のためのワ ンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、性犯罪被害者が躊躇せずに必要な相談を受けられる相談体制の整備及び被害者の心身回復のため被害直後から中長期の支援が受けられる体制の整備を図ることとされている。 これらを踏まえ、ワンストップ支援センターを対象とした調査を通して、相談受付体制等の在り方について検討し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい相談体制等の整備・強化を図ることを目的とする。	性犯罪・性暴力被害者が躊躇せずに必要な支援を受けられるよう、ワンストップ支援センターの体制の充実・強化、今後の機能のあり方等について検討するために、ワンストップ支援センターにおける被害者の状況や相談等の支援の実態、課題等を把握するための調査を行う。	—	—	—	10,514	8,388	—	—	—	—	—	—	7	4	—	内閣府	
34	I	3	(1)	②		性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	9,120	5,653	62.0	11,099	11,295	—	—	—	—	79	105、 140	7	4	—	内閣府	
35	I	3	(1)	②		性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置促進が掲げられ、行政が関与するセンター設置数を平成32年までに各都道府県に最低一か所とする成果目標が設定されているところ、その目標を前倒しし、平成30年度中には全都道府県において設置が完了するの見込みである。 センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、引き続き、地方公共団体の取組を促進することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	163,386	137,468	84.1	187,035	345,567	—	—	—	—	80	106	7	4	—	内閣府
36	I	3	(1)	②		若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び相談支援促進事業	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を協力的に推進することとされている。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在を防止することとされている。 これらを踏まえ、若年層の被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在を防止することを目的とする。	SNS等インターネットを活用した、若年層における女性に対する暴力の相談を試行的に実施する等、若年層の被害者が相談しやすい体制づくりを検討する。	6,080	4,162	68.5	3,891の内 数	18,680	—	—	—	—	—	—	7	5	7-1、 7-4	内閣府	
37	I	3	(1)	③		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 平成31年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する。	—	—	—	28,156の内 数	28,156の内 数	—	—	—	—	82	107	7	1	—	警察庁
38	I	3	(1)	③	性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用		「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」を導入した。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するために導入した、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」を適切に運用するとともに、性犯罪被害相談電話の更なる無料化や広報の推進による国民への更なる周知を図る。	3,328	—	—	3,840	12,544	—	—	—	—	—	108	7	1	—	警察庁	
39	I	3	(1)	④	性犯罪捜査体制の整備	性犯罪捜査における適切な証拠保全	性犯罪捜査における必要な証拠を適切に採取するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合を含め、必要な証拠の収集に努めるなど、適切に対応するよう研修等の機会を通じて都道府県警察に指導していくとともに、被害者の身体等から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材を警察署に整備する。 また、警察への届出を躊躇している性犯罪被害者の身体等から医療機関において証拠資料を採取しておくための性犯罪証拠採取キットについて、平成26年度から28年度までの間に実施したモデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。	—	—	—	4,167	4,964	—	—	—	—	—	—	7	4	—	警察庁	
40	I	3	(1)	④		女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官により対応できるよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成30年4月現在8,859名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付き添い等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	7	4	—	警察庁	

※1 「2016(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等』(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について』(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府省庁			
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)	関連性の高い					
									29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加除した もの)	29年度 決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)							分野	大 項目		そ 他		
41	I	3	(1)	⑤	薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発	若年層を対象とした女性に対する暴力に関する予防啓発サイトの作成	第195回特別国会において、若年層におけるいわゆる「デート・レイプ・ドラッグ」による性犯罪・性暴力等の予防啓発の重要性が指摘されたこと等を受け、薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力について、男女共同参画局のホームページ内に特設サイトを立ち上げ、被害に遭う危険性や相談窓口の情報を周知する。	薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力について、男女共同参画局のホームページ内に特設サイトを立ち上げ、被害に遭う危険性や相談窓口の情報の周知を図っている。	—	993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	4	7-1	内閣府		
(2)セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進																									
42	I	3	(2)	—	幹部・管理職員ハラスメント防止研修(仮称)の実施	最近の幹部職員等による不祥事等を受け、当面の措置として、国民の信頼を得られる行動様式、幹部・管理職員として全体の奉仕者としての在り方を再認識させる。	幹部職員等を対象とする研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止については、自らの行動がもたらす職場内外への影響の大きさ、事案が発生した場合の組織内での対応として幹部が身につけておくべき知識を付与する。パワーハラスメント防止については、部下のモラルダウンが及ぼす影響などパワハラ防止の必要性の説明や、自らが加害者とならないようアンガーマネジメントの手法などを付与する。	—	—	—	—	4,815	—	—	—	—	—	—	—	7	8	—	人事院		
43	I	3	(2)	—	職場におけるハラスメントへの総合的な対応	職場におけるセクシュアルハラスメントについては、相談件数が高止まっている状況にあり、企業によるセクシュアルハラスメント防止対策も、特に中小企業における取組状況が遅れている状況にある。こうした状況について関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分であるとの声があり、また被害を受けた労働者への支援強化が求められている。 このため、セクシュアルハラスメントの未然防止の意義等について周知徹底を図るとともに、被害者への迅速な相談対応等の支援により、労働者が安心して働き続けられる雇用管理改善の推進及び労働災害の防止を図る。	全国ハラスメント撲滅キャラバンの実施(事業主向け説明会の開催、労働者向けハラスメント対応特別相談窓口の設置)による周知・啓発や労働者等からの相談への迅速な対応、セクシュアルハラスメント対策への取組が遅れている中小企業への支援を実施。 (平成31年度予算) 「ハラスメント撲滅月間」を設定し、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。中小企業を対象としたセミナーや専門家による個別企業の訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行う。	487,479の内数	453,720の内数	—	509,719の内数	1,001,544の内数	—	—	—	—	—	—	—	—	7	8	—	厚生労働省	
44	I	3	(2)	—	セクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメント(以下、「セクハラ」という。))については、平成10年に人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)を制定し、その防止等に取り組んできたところであるが、依然として、懲戒処分に至るセクハラ事案が起きており、さらに平成30年4月以降には、幹部職員が関係するような事案も複数確認され、人事院規則等の内容が十分に理解されていないなどの問題が判明した。 そうした中、政府においても検討が進められ、同年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部において「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事業発生を受けての緊急対策～」が決定され、これを受け、同月13日には、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)から人事院総裁に対し、各府省から独立した外部の者からの相談窓口等のセクハラ対策の強化に向けた必要な対応の検討要請が行われた。 この要請も踏まえ、国家公務員におけるセクハラ防止のための対策について検討し、所要の措置を講ずる。	・職員からセクハラ被害に遭った外部の者からの相談窓口を人事院に設けることとし、所要のポストを新設する。 ・幹部職員を含めた全ての職員に対し、セクハラに係る人事院規則等の内容について周知徹底させるため、個々の職員がそれぞれの業務の都合に合わせて受講できる自習用研修教材を作成する。 ・課長級職員及び幹部職員への研修義務化とその手法について検討し、所要の措置を講じる。	—	—	—	—	973	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	人事院
45	I	3	(2)	—	新任幹部職員等向けセクシュアル・ハラスメント防止のための「オンライン」	セクシュアル・ハラスメント事案の発生を受け、平成30年6月12日に「第7回すべての女性が輝く社会づくり本部」が開催され、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事業発生を受けての緊急対策～」が決定された。同緊急対策において、各省各庁の長が行うセクシュアル・ハラスメント防止のための研修について、課長級職員及び幹部職員にも研修を義務化することとされた。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、各省各庁が実施する研修を受講できなかった各府省等の新任課長級職員及び新任幹部職員を対象にオンライン等による補完的研修を実施し、幹部職員全員の確実な研修受講を期する。	—	—	—	—	7,290	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房	
46	I	3	(2)	—	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事業発生を受けての緊急対策～」に基づく対策の推進	昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりも踏まえ、政府は、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事業発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 被害者の防止や被害が発生した際の対応、再発防止のための措置が適切に行われるよう、セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善や、行政における取材対応の改善を実施する。	○セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善 ・セクシュアル・ハラスメントの防止に係る法令等の周知徹底 ・外部の者からのセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備 ・地方公共団体への要請 ・プライバシー侵害情報の削除 など ○行政における取材対応の改善 ・各府省における取材環境の整備 ○メディアへの要請 ・メディアの分野における女性の参画拡大等の要請	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	—	—	内閣府	
(3)若年層を対象とした性的な暴力の根絶																									
47	I	3	(3)	①	「AV出演強要・JKビジネス」被害防止月間」等広報啓発事業	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」「JKビジネス」問題等に関する今後の対応(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・JKビジネス」被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びフリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	—	4,324	4,324	—	—	—	—	—	—	—	113、137	7	5	7-1、7-4	内閣府

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府省 庁		
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求			その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)	関連性の高い		そ 他	
									29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 総額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加除した もの)	29年度 決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)				分野	大 項目							
48	I	3	(3)	①	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、昨年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（以下「対策会議」という。）が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、各種取組を実施しているところである。 また、本年3月に開催された対策会議において、昨年度中の取組の実施結果がまとめられ、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題の根絶に向け、政府を挙げたより一層の取組が必要とされたことから、今後も引き続き対策を講ずることとする。	平成29年5月19日に対策会議において決定された今後の対策を踏まえて、都道府県警察に通達を発出し、取締り等の推進、教育・啓発の推進、相談体制の充実等について指示している。 平成30年度末に、子供の性被害防止対策のための啓発DVDが完成予定であり、この啓発DVDを活用するなどして教育・啓発の強化を図るほか、引き続き、更なる実態把握や取締り等を実施する。 そのほか、平成31年度予算として要求中の「子供の性被害防止の気運を高めるための広報啓発に必要な経費」により、いわゆる「JKビジネス」を含めた子供の性被害防止に関し、LINEを活用した広報啓発を実施する。	－	－	－	3,959	259	－	－	－	－	－	113	7	4	7-5	警察庁		
49	I	3	(3)	①		地方消費者行政推進事業	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備（相談員研修等の充実）などに積極的に取り組む地方公共団体を支援する。	－	－	－	2,400,000の内数	4,000,000の内数	－	－	－	－	－	116	7	1	8-2	消費者庁		
50	I	3	(3)	①	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	アダルトビデオ出演強要問題に対する消費者契約法による救済	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益擁護を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などをすることができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	AV出演強要問題に関し、被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法において、例えば、退去を妨害して勧誘を続ける等第4条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不当に高い違約金を定める等第8条から第10条に該当する不当な契約条項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。また、これに関し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。	43,034の内数	25,558の内数	－	82,693の内数	86,918の内数	－	－	－	－	－	93	113	7	4	－	消費者庁	
51	I	3	(3)	②		「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」に基づく対策の推進	・児童ポルノや児童買春事件の検挙人員及び被害児童数が増加傾向にあるなど、子供の性被害をめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況にある。 ・このような状況を踏まえ、子供の性被害防止プランに基づき、関係府省庁間及び民間（団体や企業）と連携して子供の性被害撲滅に向けた施策を引き続き進めていく必要がある。	「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の対策を総合的に推進する。	47,108の内数	7,717の内数	－	59,029	58,129	－	－	－	－	－	96、97、98、99、100	111、112	7	5	－	警察庁	
52	I	3	(3)	②	「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」に基づく対策の推進	児童の心理的負担等に対応した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	児童に対する性的な暴力の事案において、児童から事情聴取を行うに当たっては、児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶が汚染されることを防止して信用性の高い供述を得る必要がある。そのため、平成27年10月から、検察、警察、児童相談所が連携し、その代表者が聴取を行うなどの取組を実施している。	法務省、警察庁及び厚生労働省においては、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施しており、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしているところ、検察庁では、被害児童の負担軽減、被害回復や再被害防止に向けた取組に適切に対応するため、児童聴取室設備や人的体制等の整備を図る。	21,244	21,244の内数	－	21,222	85,854	－	－	○	－	－	各地方検察庁への最高検発出通知（平成30年7月24日付け「警察及び児童相談所との情報共有」）	－	－	7	5	－	法務省
53	I	3	(3)	②		人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高专等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6	2,304	2,304	－	－	－	－	－	－	110、136	7	7	－	－	内閣府
54	I	3	(3)	③	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、啓発手法について有識者検討会における分析を行うとともに、被害者支援マニュアル等の作成を行う。	－	－	－	10,514	－	－	－	－	－	－	－	123、138	7	4	7-1	－	内閣府	

※1 「2016（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等』（平成30年9月）での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について』（平成30年2月）での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁	
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望			機構定 員要求	その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)		関連性の高い
									29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加算した もの)	29年度 決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)			分野	大 項目						その他
55	I	3	(3)	③	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討	女性、子どもからの人権相談体制の整備 女性の人権及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施	職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイトやSNSを通じたりベンジボルノ被害や児童ボルノ被害等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のため、広報啓発活動を実施するほか、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備する必要がある。	【女性、子どもからの人権相談体制の整備】 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、職場等におけるセクシュアルハラスメント、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じている。また、同様に全国の法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置するほか、全国の小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもが相談しやすい相談体制の整備に努めている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言などの必要な支援を行っている。	3,382,831 の内数	3,382,831 の内数	—	3,406,992 の内数	3,906,952 の内数	—	—	—	—	—	—	9	2	—	法務省
【女性の人権及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の1つとして掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布等を行っている。																							
56	I	3	(3)	④	若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討	若年被害女性等支援モデル事業	様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。(平成30年度創設)	困難を抱えた若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。 具体的には、以下の4つの事業を実施。 ①アウトリーチ支援(夜間見回り、声掛け、相談窓口による相談及び面談等) ②関係機関連携会議の設置(公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有) ③居場所の提供に関する支援(安心・安全な居場所の提供、日常生活上の支援、相談支援) ④自立支援(新たな居住地に関する支援、就労支援等)	—	—	—	15,870,123 の内数	20,769,939 の内数	—	—	—	—	—	—	7	2	—	厚生労働省
(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																							
57	I	3	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	DV被害者のための相談機関案内サービス促進等	平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から暴力を受けたことがあった人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は半数近くであった。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼)。	1,631	1,349	82.7	1,631	1,631	—	—	—	—	89	128	7	2	—	内閣府
58	I	3	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	女性に対する暴力被害者支援のための官・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539	18,604	82.5	22,407	24,556	—	—	—	—	99、90-2	127、130、141	7	2	—	内閣府
59	I	3	(4)	②	婦人保護事業の見直しの検討	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。 しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはスーパーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。 このような経緯から、関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。	平成29年度調査研究事業において実施した、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」の調査結果等を踏まえ、平成30年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、検討を進めている。	17,798,587 の内数	8,296,809 の内数	—	18,203,705 の内数	23,016,207 の内数	—	—	—	—	90	129	7	2	—	厚生労働省

※1 「2016(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等』(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
※2 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について』(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府 省 庁		
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)	関連性の高い					
									29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加除した もの)	29年度 決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)							分 野	大 項 目	そ の 他			
60	I	3	(4)	③	関係機関相互の 連携体制の整備・ 強化	女性に対する暴力被害者支援のための官 官・官民連携促進事業 (58の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数 の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団 体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセン ターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共 団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係 機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課 長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管 理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談 員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から 学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関 係機関連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団 体に提供する。 センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター 未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539	18,604	82.5	22,407	24,556	—	—	—	—	88、90- 2	127、 130、 141	7	2	—	内閣府		
61	I	3	(4)	④	加害者対応と連動 させた包括的な 被害者支援体制 の構築に関する 今後の在り方の 検討	被害者支援における 危険度判定に基づく加 害者対応に関する調 査研究	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた具体的な 取組として、加害者更生プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含 め、その在り方について検討することとされている。 これを踏まえ、加害者更生プログラムの位置付けや被害者の安全確保に向 けた機関連携促進に関する連携指針等について調査・検討を行うことにより、 加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の整備・促進を目的とす る。	加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者 支援体制の構築に向けて、加害者更生プログラムの実施に向けた体制の 在り方や、被害者の安全確保に向けた機関連携促進に関する連携指針 等について調査・検討を行う。調査結果については、検討会において分析 し報告書にとりまとめる。	—	—	—	10,221	10,647	—	—	—	—	—	131	7	2	—	内閣府		
62	I	3	(4)	⑤	改正配偶者暴力 防止法の施行後 の状況の踏まえた 今後の在り方の 検討	配偶者暴力防止法の 施行状況を踏まえた今 後の対策の在り方の 検討	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4 年を経過したことを受けて、その施行状況や、相談内容・被害の実態等を把 握し、今後の対策の在り方について検討する。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討 を行うとともに、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査 会等の場において、有識者等からの意見聴取等を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132	7	1	—	内閣府		
(5) ストーカー事案への対策の推進																									
63	I	3	(5)	①	「ストーカー総合 対策」に基づく取 組の実施	「ストーカー総合対策」 に基づく取組の実施	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するため の体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところである が、平成29年中のストーカー事案の相談件数は23,079件と高水準で推移し ており、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の 総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解を増進を図る ためのパンフレット・リーフレットを作成・配布するほか、被害者等の安全を 確保するための一時避難に係る経費、ストーカー事案の加害者に関する 精神医学的・心理学的アプローチに係る経費及びストーカー被害者等へ 貸与するカメラシステムの充実・整備に係る経費の一部を都道府県に補 助するなどにより、ストーカー事案等への対策の推進を目指す。	41,274	104,239の 内数	—	137,531	107,724	—	—	—	—	—	86	124、 125、 126	7	3	—	警察庁	
64	I	3	(5)	①		ストーカー等被害者に 対する法律相談援助	ストーカー等被害者に 対する法律相談援助	ストーカー等の事案は、被害が継続的に発生し、かつ、深刻化するおそれが 強いところ、いまだ深刻化していない初期段階であれば、比較的解決しやすい 傾向にあるものの、事案が深刻化してから顕在化することが多い。そこで、 被害が深刻化する前の初期段階で弁護士等が介入し、生命・身体保護を 図り、事案の解決につなげるため、日本司法支援センター(法テラス)におい て、事前の資力審査を要しない迅速な法律相談を実施する。	日本司法支援センター(法テラス)において、ストーカー等の特定侵害行 為を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力の有無にか かわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する。	14,806,60 9 の内数	14,806,609 の内数	—	14,567,604 の内数	16,591,20 6 の内数	—	—	—	—	—	—	7	3	7-1	法務省	
65	I	3	(5)	①		女性からの人権相談 体制の整備	女性からの人権相談 体制の整備	コミュニティサイトやSNSを通じたりベンジボルノ被害者を含むストーカー被害 等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大 防止のため、広報啓発活動を実施するほか、女性の人権に関する相談体 制を整備する必要がある。	【女性からの人権相談体制の整備】 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話 「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、 人権擁護委員や法務局職員が、ストーカー行為を含む女性をめぐる様々 な人権問題に関する相談に応じている。人権相談では、性的な画像を含 むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言など必要 な支援を行っている。 【女性の権利及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施】 法務省の人権擁護機関では、「女性の権利を守ろう」及び「子どもの人権 を守ろう」を啓発活動強調事項の1つとして掲げ、1年を通じて全国各地 で、講演会の開催、啓発冊子の配布等を行っている。	3,382,831 の内数	3,382,831 の内数	—	3,406,992 の内数	3,906,952 の内数	—	—	—	—	—	—	—	9	2	—	法務省
66	I	3	(5)	②	ストーカー加害者 更生に関する取組 の実施	ストーカー加害者更生 に関する取組の実施	最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の 多様化により、ストーカー事案への対応は益々困難化しており、被害者自身 においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断 や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、ストーカー加 害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行うが、その後、加 害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等 を起こすことなく生活できるようにするためには、関係機関等との連携が不可 欠である。しかし、被害者や加害者への対応に関し、関係機関ができる措置 や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。 こうした観点から、ストーカー加害者等への対応について、警察と関係機関 等との連携事例等を収集し、未然防止、被害者対策、加害者対策の各段階に おける関与可能な関係機関や支援内容を調査することを目的とする。	ストーカー加害者等への対応について、警察と関係機関等との連携事例 等を収集し、未然防止、被害者対策、加害者対策の各段階における関与 可能な関係機関や支援内容を調査する。	11,545	9,180	79.5	12,709	—	—	—	—	—	—	—	86	124、 125、 126	7	3	—	警察庁

※1 「2016(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等』(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について』(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当 府省庁				
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)	関連性の高い		そ 他						
																				29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加減した もの)	29年度 決算額 (千円)		使用割合 (%)		30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)	分 野	大 項目
67	I	3	(5)	③	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー事件、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察署からの通報を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル並びに相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握するものである。	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル並びに相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。	12,061	83,938の内数	—	—	15,495	—	—	—	—	86	124、125、126	7	3	—	警察庁					
(6)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																												
68	I	3	(6)	①	的確な実態把握の推進	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134	7	1	—	内閣府					
69	I	3	(6)	②	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(53の再掲)	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6	2,304	2,304	—	—	—	—	—	—	110、136	7	7	—	内閣府					
70	I	3	(6)	②	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業(47の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	4,324	4,324	—	—	—	—	—	—	113、137	7	5	7-1、7-4	内閣府					
71	I	3	(6)	②	広報、啓発の充実	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究(54の再掲)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	—	—	—	10,514	—	—	—	—	—	—	123、138	7	4	7-1	内閣府					
72	I	3	(6)	②	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動ポスター・リーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。	6,373	3,167	49.7	10,697	10,697	—	—	—	—	—	—	135	7	1	—	内閣府					
73	I	3	(6)	③	女性に対する暴力被害者支援のための官公・官民連携促進事業(58の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援業務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 センター設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。	22,539の内数	18,604の内数	—	22,407の内数	24,556の内数	—	—	—	—	—	88、90-2	127、130、141	7	2	—	内閣府					

※1 「2016(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等』(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
※2 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』』に基づく平成29年度予算案等について(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し 番号	重点方針2018該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府 省庁
									関係予算					法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求			その他	2016 (通し番 号) (※1)	2017 (通し番 号) (※2)	関連性の高い	
									29年度歳出 予算現額(千 円) (歳出予算 額、前年度繰 越額、予備費 使用額及び 流用等増減 額を加除した もの)	29年度 決算額 (千円)	使用割合 (%)	30年度 予算額 (千円)	31年度 予算要求 額 (千円)				分野	大 項目				その他	
74	I	3	(6)	③	関係機関の連携 の促進及び研修 等の充実	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	6,080	4,162	68.5	3,891の内数	18,680の内数	—	—	—	—	94	139	7	1	—	内閣府
75	I	3	(6)	③		性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(34の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	9,120	5,653	62.0	11,099	11,295	—	—	—	—	79	105、140	7	4	—	内閣府
76	I	3	(6)	③	関係機関の連携 の促進及び研修 等の充実	女性からの人権相談体制の整備 人権擁護事務担当者・人権擁護委員に対する研修の充実(予算は55の再掲)	職場等におけるセクシュアルハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイトやSNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のため、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備し、また、人権擁護事務担当者・人権擁護委員が相談者等に対する適切な対応を確実に行えるよう教育・研修等の充実を図る必要がある。	【女性からの人権相談体制の整備】 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じている。人権相談では、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言など必要な支援を行っている。また、被害申告があった場合には、調査をし、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じることとしている。 【人権擁護事務担当者・人権擁護委員に対する研修の充実】 法務省の人権擁護機関では、人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込んでいる。	3,382.831の内数	3,382.831の内数	—	3,406.992の内数	3,906.952の内数	—	—	—	—	—	9	2	—	法務省	

※1 「2016(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』の関連施策の実施状況及び決算額等』(平成30年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成29年度予算案等について』(平成30年2月)での施策の整理上の番号を示す。